

財政部による、海南島を離島する旅行者に対する免税政策の試験運用に関する公告

財政部公告 2011 年第 14 号

海南島の国際観光島建設を推進、加速させるため、国务院は海南省における、離島する旅行者に対する免税購入政策（以下、離島免税政策と略称する。）の試験運用を決定した。離島免税政策とは、飛行機を用いて離島する（出国は除く）旅行者を対象に、回数制限と価格制限、数量制限、品種制限を設けた輸入税免除政策である。離島免税政策を実施する免税商店（以下、離島免税店と略称する。）内で支払いを行い、空港隔離区域で商品を受け取って離島し、税収の優遇政策を受ける。財政部経商商務部、海関総署、国家税務総局に対し、試験運用の関係事項を以下のように公告する。

一、離島免税政策の適用対象と条件

- (一) 政策の適用対象。離島免税政策の適用対象は 18 歳以上で、飛行機により、海南本島を離れるが、国境を離れない国内外の旅行者である。また、海南省住民（以下、島内居民を略称する。）も含まれる。
- (二) 政策を受ける条件。離島する旅行者が商品を免税購入するためには、以下の条件を同時に満たさなければならない。
1. 離島する飛行機チケットを購入済みであり、有効な身分証明書を所持していること。国内旅行者は居民身分証（香港、澳門、台湾の旅行者は有効な旅行証書を所持。）、国外旅行者はパスポートを所持する。
 2. 指定する離島免税店内で免税商品を購入する。商品の品種と免税購入の回数、金額、数量は国家の規定する範囲内である。また、規定に従い、商品の購入を証明できる購入証憑を取得すること。
 3. 空港隔離区域において、身分証明書と購入証憑を提示することにより、指定された受取場所で購入された免税商品を受け取り、旅行者本人が飛行機機内に持ち込み、離島する。

二、離島免税店、免税商品品種、免税税種

1. 離島免税店。離島免税店は離島免税政策を実施する資格をもち、特許経営を実施する免税商店である。海口、三亜二箇所において、一軒ずつ離島免税店を開設し、試験運用を行う。そのうち、三亜免税店は設立が既に批准された出国市内免税店に対し、離島免税政策を追加付与することで、本公告の実施日から試験運用を開始する。海口免税店については、離島免税店の経営母体が場所の選定、関連設備の確立、関係部門の批准を得た後に、試験運用を開始する。
2. 免税商品品種。免税商品は輸入品に限定する。試験運用期間中、具体的な商品品種は以下のものに限定する。装飾品、工芸品、腕時計、香水、化粧品、ペン、眼鏡（サングラスを含む）、ハンカチーフ、ネクタイ、毛織物、綿織物、服装服飾、靴、帽子、ベルト、鞆、皮製小物、飴菓子、体育用品の全 18 種。国家が輸入を禁止しているもの、及び減税免税を行わない 20 種の商品は除く。
3. 免税税種。離島免税政策の免税税種は関税、輸入時の増値税と消費税である。

三、免税購入の離島回数、金額、数量

1. 免税購入の離島回数。島内居民でない旅行者は、一人につき毎年最多、二回離島免税政策を受けることができる。島内居民である旅行者は、一人につき毎年最多、一回離島免税政策を受けることができる。旅行者が商品を購入し、飛行機に乗り、離島することで1回の免税購入とする。島内居民旅行者の身分は居民身分証の発行機関に主に基づいて認証を行う。
2. 免税購入の金額、数量。離島旅行者(島内居民旅行者を含む)一人につき、一回当たりの免税購入金額 5000 RMB 以下と暫定する、即ち、単価 5000 RMB 以下の免税商品を指す。一人につき、一回当たりの購入金額は 5000 RMB を超えてはいけなく、購入可能な免税品数量範囲は付録を参照すること。また、旅行者が輸入手続済値段に従い、輸入物品の輸入税額を全額支払った条件の下で、一人につき、一回当たり、単価が 5000 RMB 以上の商品を1件購入することができる。

四、離島免税政策の実施フロー

離島免税政策の主要な実施フローは以下のものを含む。離島免税店が免税商品を輸入する、離島旅行者が店内で購入支払いを行う、免税店が旅行者が離島する時間に合わせて貨物を運送する、旅行者が空港隔離区域で受取り機内に乗り込み、離島する。

離島免税政策試験監督方法は海関総署が別に公布する。

本公告は 2011 年 4 月 20 日より執行する。

ここに公告する。

付録:離島旅行者一人につき、一回当たりの免税商品購入可能数量範囲

財政部

2011 年 3 月 16 日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。

離島旅行客一人につき、一回当たりの免税商品購入可能数量範囲

商品品種名称	免税購入数量(件)
装飾品	2
工芸品	2
腕時計	2
香水	2
化粧品	5
ペン	5
眼鏡(サングラスを含む)	2
ハンカチーフ	2
ネクタイ	2
毛織物	2
綿織物	2
服装服飾	5
靴、帽子	2
ベルト	2
鞆	2
皮製小物	4
飴菓子	5
体育用品	2

注: 商品1件とは、単一で、完全に包装されており、独立した価格表示がされている商品である。
ただし、セット商品は、包装品内に含まれる商品の実際の件数に従い、計算する。

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が